「インバウンド誘客促進事業業務」に係る公募型プロポーザル実施要領

1　業務概要

（１）業務名　　インバウンド誘客促進事業業務
（２）業務内容　　別紙仕様書のとおり
（３）履行期間　　契約締結日から令和８年３月３１日まで
（４）履行場所　　五島市内及び海外
（５）予算額　　２０，３１７，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　スケジュール

公募開始（公告）	令和７年４月 11 日（金）
参加表明書の提出期限	令和７年４月 18 日（金）午後５時【必着】
質問書の受付期限	令和７年４月 18 日（金）午後５時【必着】
質問書への回答	令和７年４月 22 日（火）午後５時まで
企画提案書等の提出期限	令和７年５月　１日（木）午後５時【必着】
第一次審査（書面審査）	令和７年５月　２日（金），７日（水）
第一次審査結果通知	令和７年５月　８日（木）
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和７年５月 13 日（火）午前中
審査・選定結果通知	令和７年５月 15 日（木）
最優秀提案者との協議＜対面又は WEB＞	令和７年５月 19 日（月）又は 20 日（火）
選定結果の公表	令和７年５月下旬
契約締結	令和７年５月下旬

3　参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1)　次の各号のいずれかに該当する者

ア　五島市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）

イ　次に掲げる書類を別に定める期限までに提出し、市長からプロポーザルの参加資格を有することの確認を受けた者

(ｱ)　申込日前３月以内に発行された履歴事項全部証明書(登記簿謄本)(法人の場合に限る。)

(ｲ)　申込日前３月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る。)

(ｳ)　申込日前３月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

a　五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

b　五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）

c　法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。)

d　税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

(ｴ)　その他参加資格を確認するにあたって必要となる書類

(2)　有資格者にあっては五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成１６年五島市訓令第５７号。以下「措置要領」という。）の規定による指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者、有資格者でない者にあっては措置要領別表各号に掲げる要件に該当しない者

(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者

(4)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第２項の規定による申立てをなされている者（同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）のいずれにも該当しない者

(5)　本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者

(6)　五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成２４年五島市告示第１５６号）第３条に規定する排除措置を受けていない者

4　実施要領の取得の方法並びに交付の期間及び場所

実施要領は、五島市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、事前に担当課に連絡があった場合に限り、次に掲げる交付期間及び交付場所において、書面により交付する。

(1)　実施要領の交付期間

公告日から令和７年４月１８日（金）まで（五島市の休日を定める条例（平成１６年五島市条例第２号）第１条第１項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで

(2)　実施要領の交付場所

五島市福江町１番１号　五島市役所本庁３階

五島市地域振興部文化観光課観光物産班（電話：０９５９-７４-０８１１）

5　参加表明書の提出の期限、場所及び方法

(1)　参加表明書の提出期限

令和７年４月１８日（金）午後５時必着（郵送により提出する場合は、提出期限内に担当課に到達しているものに限り受け付ける。）

(2)　参加表明書の提出場所及び提出方法

プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（様式第１号）を作成し、持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により担当課に提出しなければならない。電子メール及びＦＡＸによる提出は受け付けない。

6　提案書等の提出要請等

参加資格を有することを確認することができた者については、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書及び必要書類（以下「提案書等」という。）の提出を要請する。なお、参加資格を有することを確認することができなかった者については、その旨及びその理由を通知書により通知する。

通知予定日　令和７年４月２２日（火）

7　実施要領に対する質問に関する事項

(1)　実施要領に対する質問

実施要領に対する質問がある場合は、質問書（五島市ホームページからダウンロードして取得したものに限る。）に質問事項を記載の上、電子メール又はＦＡＸにより質問書送信先に送信すること。あわせて、質問書を送信した旨を電話により担当課へ連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話、口頭等による照会には応じないので留意すること。

(2)　実施要領に対する質問の提出期限

令和７年４月１８日（金）午後５時必着

(3)　質問書送信先

五島市地域振興部文化観光課観光物産班

E-mail:kankou@city.goto.lg.jp　ＦＡＸ：０９５９-７４-０８１１

(4)　質問に対する回答

提出された質問書については、令和７年４月２２日（火）午後５時までに、質問者に対して電子メール又はＦＡＸで回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

8　提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1)　提案書等の提出期限

令和７年５月１日（木）午後５時必着（提出期限内に担当課に到達していること。）

(2)　提案書等の提出場所及び提出方法

提案書等の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書等を作成し、担当課に持参、郵送（配達証明付き書留郵便による送付に限る。）その他宅配の方法（郵便法第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出しなければならない。

9　プレゼンテーション等の実施

(1)　プレゼンテーション（ヒアリング）の有無　　有

提案書の提出者が５者を超える場合は、プロポーザル選定委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく１次審査を実施し、５者に絞り込んだ上でプレゼンテーション（ヒアリング）を実施するものとする。ただし、市長が５者を超える提案者を対象にプ

レゼンテーション等を実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2)　プレゼンテーション（ヒアリング）予定日：令和７年５月１３日（火）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表にて通知する。

10　受託候補者の選定

(1)　プロポーザル選定委員会は、提出された提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング）を別紙に定める基準に基づき評価し、評価の結果を基に、受託候補者を選定する。

(2)　審査・選定方法

別紙に定める基準に基づきプロポーザル選定委員会が評価・採点を行い、各審査員の合計点により参加者を審査員ごとに順位付けし、その平均順位の高いものから順に第一次審査通過者又は最優秀提案者及び次点者を選定する。

平均順位が同数の場合は、各審査員の順位１位を多く獲得した者を上位とし、順位１位の獲得数が同数の場合は、それらの者のうち各審査員の順位２位を多く獲得した者を上位とし、順位２位の獲得数が同数の場合は、総合計点の高い者を上位とする。

なお、参加者が１者のみの場合は、各審査員の合計点が全て満点の 60 パーセント以上であった場合に当該参加者を委託候補者とし、60 パーセント未満のものがあった場合は再度公募を行う。

(3)　選定又は非選定の通知

選定又は非選定の結果は、提案書等を提出した全ての者に対し、令和７年５月１５日（木）（予定）に通知する。

(4)　市は、選定された受託候補者と五島市財務規則（平成１６年五島市規則第４３号）に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、契約締結にあたっては、提案時に参考見積りを徴取している場合であっても、あらためて本見積書を徴取する。

11　契約書作成の要否　要

12　その他

(1)　プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

(2)　提出期限までに参加表明書が担当課に到達しなかった者及び参加資格を有することを確認することができなかった者については、提案書等を提出することができないものとする。

(3)　参加表明書及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4)　提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

(5)　提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で参加資格の確認及び受託候補者の選定の事務以外に使用しない。

(6)　提出期限後における参加表明書及び提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(7)　次のア及びイに該当する場合は、以後の参加資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア　参加資格を満たさないこととなった場合

イ　参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8)　成果物に関する権利は、受託候補者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9)　受託候補者は、受託業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、業務委託契約終了後においても、受託業務に関し知り得た情報を一切漏洩してはならない。

13　担当課

〒８５３－８５０１
五島市福江町１番１号 五島市役所本庁３階
五島市地域振興部文化観光課観光物産班　担当：山田
電　話　０９５９－７４－０８１１
ＦＡＸ　０９５９－７４－１９９４
E-mail　kankou@city.goto.lg.jp

様式第１号

年　　月　　日

（あて先）五島市長

住所
商号又は名称
代表者名　　印

公募型プロポーザル参加表明書

次の案件について、関係書類を添えて、公募型プロポーザルの参加を表明いたします。

なお、参加の表明に当たり、当該公募型プロポーザルに係る参加要件に定められている全ての要件を満たすこと並びに本書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

１　件名　　インバウンド誘客促進事業業務

２　添付書類

(ｱ)　申込日前３月以内に発行された履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合に限る。）

(ｲ)　申込日前３月以内に発行された身元(分)証明書(個人の場合に限る。）

(ｳ)　申込日前３月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等

ａ　五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

ｂ　五島市市民生活部税務課において発行する法人市民税の納税証明（五島市内に支店又は営業所を有する法人に限る。）

ｃ　法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人の場合に限る。）

ｄ　税務署において発行する消費税及び地方消費税について未納のない証明（個人の場合に限る。）

(ｴ)　暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式）

３　担当部署、担当者の連絡先

様式第２号

年　　月　　日

（あて先）五島市長

住所
商号又は名称
代表者名　　印

提　案　書

次の案件について、提案書を提出いたします。

件名　インバウンド誘客促進事業業務

添付書類
（１）事業者概要（様式４）
（２）業務実績（様式５）
（３）企画提案内容を記載した書類（任意様式。Ａ４判）
（４）見積書（任意様式）

担当部署名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
Ｅ－ｍａｉｌ	

様式第３号

質 問 書

（インバウンド誘客促進事業業務）

令和　　年　　月　　日

五島市 文化観光課 観光物産班　あて

事業者名		
住　　所 （所在地）	〒	
連 絡 先	担当部署名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	

質問項目	質問内容

※質問項目欄には、質問が実施要領、仕様書等のどこに関するものかを記載すること。

※質問書は、電子メールで提出すること。

様式第４号

事 業 者 概 要

<table>
<tr><td>名　　称
（会社名等）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代　表　者
（役職名・氏名）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>所　在　地
（本店所在地）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>資　本　金</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>設 立 年 月 日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>常　勤　の
従 業 員 数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">売　上　高
（単位：千円）</td><td>前々期決算時</td><td colspan="2">前期決算時</td><td>直近決算時</td></tr>
<tr><td>（　年　月～　年　月）</td><td colspan="2">（　年　月～　年　月）</td><td>（　年　月～　年　月）</td></tr>
<tr><td>ＨＰアドレス</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">契約した場合の
業務担当事業所</td><td>所 在 地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">常 勤 の
従業員数</td><td>総　　数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>うち正社員</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）会社概要等のパンフレットがある場合は、添付すること。

様式第５号

業 務 実 績

事業者名	

類似業務の実績（過去５年以内）

番号	業務名	契約相手方名	業務内容	契約期間	契約金額
1				自　　年　月 至　　年　月	千円
2				自　　年　月 至　　年　月	千円
3				自　　年　月 至　　年　月	千円
4				自　　年　月 至　　年　月	千円
5				自　　年　月 至　　年　月	千円
6				自　　年　月 至　　年　月	千円
7				自　　年　月 至　　年　月	千円
8				自　　年　月 至　　年　月	千円
9				自　　年　月 至　　年　月	千円
10				自　　年　月 至　　年　月	千円

（注）国、地方自治体及び観光協会等の観光振興に関する委託業務で、元請として契約した業務を直近のものから順に記載すること。（最大 10 件まで）

様式第６号

辞 退 届

令和　　年　　月　　日

（あて先）五島市長　　様

住 所 （ 所 在 地 ）

（商号又は名称）

氏名（代表者名）

令和　　年　　月　　日付け参加表明書を提出した下記の業務に係る公募型プロポーザルについて、参加を辞退します。

記

業務名：　インバウンド誘客促進事業業務

担当部署名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
Ｅ－ｍａｉｌ	

※参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第６号）を提出すること。